

柳川市立東宮永小学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止に関する基本的な考え方

1 いじめ防止対策に関する基本指針

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることであると認識して、より根本的ないじめの問題克服のためには、いじめの未然防止が重要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、学校、家庭、地域、その他の関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

そこで、国の方針におけるいじめの防止等に関する基本的な考え方、福岡県のいじめ防止基本方針を受け、本校でも、「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの早期対応を行うために、地域や家庭・関係機関と連携したいじめへの組織的な取り組み、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするものである。

2 いじめの定義

【いじめの定義】（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が身心の苦痛を感じているものをいう。

(注1) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

(注2) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりする事などを意味する。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。

とりわけ、いやがらせやいじわる等の「暴力を伴わぬいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら、被害も加害も経験する。「暴力を伴わぬいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造から発生する問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払う必要がある。

II いじめの未然防止

いじめは、どの児童にも、どの学級でも起りうることを踏まえ、より根本的ないじめ問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壤をつくるために、組織的、継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。そこで、本校では年間を見通した予防的な取組を計画し、協力協働体制で実施していく。

1 いじめを生まない教育活動の推進

(1) 道徳教育の充実

いじめ問題は他人を思いやる心が十分に育まれてないから発生するものである。そこで、道徳の時間に自分の見方、考え方、感じ方を表出させ、それをもとによりよい生き方について話し合い、自分を見つめる経験の振り返りを促すことを通して、児童の他人を思いやる心を育めるようにする。本校の取組として、以下のことを行う。

- 道徳の時間に全学年共通でB〔親切・思いやり〕を、低学年はA〔善惡の判断、自律、自由と責任〕、中学年はA〔節度・節制〕、高学年はC〔よりよい学校生活、集団生活の充実〕の内容項目を重点として、学年の発達段階に応じて、計画的に指導することをおして、自他のように気づき、認め合うことができるための道徳的実践力を育んでいく。
- 道徳の時間に、自分の見方や考え方、感じ方を表出する活動や経験の振り返りを促す活動を仕組み、児童の道徳的実践力を育めるようにする。

(2) 人権・同和教育の充実

いじめは、「人として決して許される行為ではない。」ことを児童に理解させることが大切である。また、人権教育の基になる生命尊重の精神や人権感覚を育むと共に人権意識の高揚を図る必要がある。「かがやき」や「あおぞら」、「あおぞら2」を活用しながら、誰もがかけがえのない存在であることを、教育活動全体をとおして理解させなければならない。本校の取組として以下のことを行う。

- 「かがやき」や「あおぞら」、「あおぞら2」を活用した授業と関連させて、人権作文や人権標語の作成、いいところ見つけに取り組むことで、いじめに対する人権感覚を磨き、自分の差別性にしっかりと向き合う。

(3) 体験活動や自問活動の充実

自分の胸の尺度に従って自らに問いかけ、考え、決めて行動する自問活動は、自己中心的な言動を押さえていく耐性や相手の立場を尊重しようとする風土を助成していく。本校の取組として以下のことを行う。

- 自問ノートやキャリアパスポートを活用した日頃の授業や清掃活動、学校行事等を振り返る自問活動を通して、意志力や思いやり、創造力を育んでいく。
- 生活科や総合的な学習の時間を中心に、郷土学習と関連させ、学校や校区の良さ、地域の人々の温かさ、身近な人への感謝の気持ちをもちながら学習する機会をもつ。
 - 1年 生活「がっこうのまわりをあるいてみよう」 2年 生活「レッツゴー 町たんけん」
 - 3年 総合「東宮永たんけんたい」「地域の方々とふれあおう」
 - 4年 総合「掘割たんけん隊」 5年 総合「郷土の先輩について調べよう」
 - 6年 総合「柳川市の自まんをしよう」

(4) 授業改善

児童一人一人が分かることをとおしてよりよい考え方へと高める授業づくりを行うことは、できる、分かる喜びを味わわせて自尊感情を高揚させる上で重要なことであり、安心して学校生活を送ることができる素地となるものである。本校では、特に以下のことに留意しながら授業改善に努めていく。

- 1単位時間で基礎基本の定着を図る。
 - ・授業内容を精選・焦点化して学習を行う。
 - ・学習の終末ではふり返り活動を行い、自分の学びや変容を自覚させたり、友だちのよさに気づかせたりする。
- 教科における書く活動と連動した話合い活動の日常的な推進を図る。
 - ・書かせる内容と方法を吟味したノート指導を徹底する。
 - ・交流の観点を吟味し聞くことに重点を置いた話合い活動の指導を徹底する。
 - ・ペア、グループ、全体といった学習形態を工夫する。
- 指導体制を整備し複数の指導者で多様な形態による指導を工夫する。
 - ・校長、教頭、主幹教諭、指導方法工夫改善担当が授業者及び補助として学級に入り、担任との関わりでTTや少人数指導、個別指導等、多様な指導形態で指導する。

(5) 望ましい集団づくり

子どもたちは、周囲の人との関わりながら、社会性を育んでいく。集団生活の中で、人と触れ合うことの喜びや自分の果たすべき役割や責任を知り、それを実行することをとおして、周りの人から認められて、自尊感情を高めることができる。時には考え方の違いから、相手ともめごとを起こしたり、傷つけ合ったりすることもある。そういうもめごとを一つ一つ解決していくことにより、よりよい人間関係の築き方を学んでいくこともできる。本校では以下の取組を行っている。

- 共感的な人間関係を築くために、ペア学年での学習や歓迎遠足、縦割活動などの異学年交流の場を計画的に仕組んでいく。
- 学級活動において学年の発達段階に応じて、計画的に友達の良さを見つけたり、友達から学ぶ学習を行ったりして、日常の生活でも生かせるようにする。

2 職員研修の充実

教職員のいじめ問題に対する指導・対処の向上を図るために、以下の研修を行い、いじめの未然防止に努める。

- 県いじめ防止基本方針を全職員に配布して、いじめに対する認識やいじめ対応の基本的な考え方や未然防止、早期発見、早期対応について研修を実施する。
- 全職員の人権感覚を磨く研修を実施して、児童一人ひとりを大切にしようとする。

3 保護者・地域への働きかけ

いじめの防止は学校と家庭、地域が連携しないと十分にできない。学校での取組を家庭や地域に周知して、家庭での躾や地域での見守りを行いながら、いじめを許さない環境づくりを行っていく必要がある。そのために以下の取組を行っていく。

- 学年、学級、学校便り、ホームページ等をとおして、いじめ問題に対する本校の防止の取組や発生時の対策について公表する。
- これまでに行われてきた交通協会やPTAの朝の登校の見守りや挨拶運動を継続して、子どもたちと地域の方と関わりを強くする。
- 年度開始時に、学校いじめ防止基本方針について保護者に説明を行う。

III 早期発見のための取組

いじめの早期発見は、児童を関わっている全ての大人が連携して、児童のささやかな変化に気づいて迅速に対処していかなければならない。そのためには、些細な予兆であっても、いじめではないかと疑いをもって的確に関わりをもち、いじめに気づく力を向上させていく必要がある。

また、いじめの早期発見のための定期的なアンケート調査やその結果に伴う教育相談の実施、相談ポスト等の周知による、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携してしっかりと児童を見守ることが必要不可欠である。

1 教職員のいじめに気づく力を向上させるために

(1) 児童の立場に立つ

児童一人ひとりを大切な存在であるとして、人権を尊重した教育活動を行う。そのために人権感覚を磨くとともに、児童の言葉をしっかりと受け止めて、その立場に立ち児童を守るという姿勢を大切にする。

(2) 児童との信頼関係を築く

児童は自分のことを分かってくれる教職員でなければ、相談したり、本当のことを話したりしない。常に児童の話をその立場に立ってじっくり聴き、受容していくという態度で接していくことが大切である。そのために、授業中だけでなく休み時間等においても、児童と接する機会を増やし信頼関係を築いていくようにしなければならない。

2 早期発見のための手立て

(1) アンケート調査の実施

◆児童アンケート

生活アンケートを月に1回実施する。状況に応じて記名、無記名などと配慮をしながら行う。
(無記名の場合は配慮を要する児童について、集めるときにアンケート用紙の角を折ったり、付箋をつけたりして特定できるようにする。)

* 5月（柳川市教育相談強調月間）と10月（いじめ撲滅月間）は、柳川市の生活アンケートを実施

◆保護者アンケート

5月と10月に保護者に対してアンケートを実施する。児童の家庭での生活態度や学用品等の持ち物、友達関係等の家庭からの情報を収集する。

◆教職員のチェックリスト

「いじめの早期発見のための手引き」を活用してチェックリストを実施する。

「登校から朝の会」「授業中」「休み時間」「給食時間」「昼休み」「帰りの会」の日常観察の記録を残していく。

(2) 教育相談の実施

【定期的な教育相談】

定期的な教育相談週間を5月9月1月の柳川市の生活アンケートを実施後に行う。対象は全児童で、主幹教諭と教頭が補欠に入り、十分に相談時間を確保できるようにする。いじめの有無にかかわらず児童が担任に気軽に相談ができるように、いじめ問題に限定せず、日常生活や友達関係で困っていることや気になることを相談できるように留意する。

【臨時の教育相談】

いじめ問題に関連する事案がはっきりしない場合、当該児童を対象として臨時の教育相談を行う。その際、担任以外でも当該児童が話しやすい教職員がいれば、その教職員が教育相談をして情報を収集するようにする。また、養護教諭と連携を図り、ケースによっては、中学校の

スクールカウンセラーに教育相談を要請して情報を収集できるようにする。

(3) 日常の観察や指導

担任は学級内の児童の人間関係を注意深く観察して、気になる言動が見られた場合には、適切な指導を行い、児童の人間関係の修復に努める。担任だけで適切な指導が行えないと判断した場合は、生徒指導担当者や主幹教諭、教頭、校長に相談して指示を仰ぎ、連携して指導を行う。

その際、どのような指導をしたか記録に残し、情報を積み重ねていくようにする。

また、日記指導等によって、児童の生活実態を把握して、いじめの早期発見に努める。

(4) 相談ポストの設置や相談ダイヤルの周知

担任に直接話ができない場合や知られたくない場合に、利用できる相談ポストや相談ダイヤルについて周知して、児童が相談できる一つの方策とする。相談ポストには、相談事だけでなく相談したい相手を書かせることで、教育相談に繋いでより深く情報を収集できるようにする。

(5) 情報の共有化及び指導体制づくり

児童の些細な変化や気になる情報に対して、発見した教職員が担任に伝えたり、担任が不在の時は校務ソフトに記録したり、メモを残したりして担任と情報の共有化を図る。このようにして情報を集約して配慮を要する児童に対しては生徒指導担当に担任が報告して、いじめ・不登校対策委員会の中で協議し、情報の共有化を図り、連携指導ができるようにする。

IV いじめに対する措置

いじめがあることが確認された場合、いじめを受けた児童や情報を提供した児童の安全を確保する。

いじめたとされる児童に対して事情を複数の職員で確認した上で適切に指導する。指導方針を共通理解して組織的に対応することが大切である。本校では次のように対応していく。

いじめの発見

- ・児童、保護者からの訴え
- ・担任からの報告（日常観察、日記等から）
- ・各種アンケートからの発見
- ・教育相談からの情報
- ・教職員からの報告（日常観察）
- ・相談ポストからの発見

生徒指導担当者へ報告

*対応したこと
を時系列で教頭
(主幹教諭)が記
録に残す。

校長（教頭）への報告

【一次対応 緊急対応】 いじめ・不登校対策委員会の招集

(校長 教頭 主幹教諭 生徒指導担当 担任 養護教諭)

- (1) 協議 (いじめに該当するか 緊急度の確認)
- (2) 役割分担
 - (事情聴取者、支援、指導担当、保護者への対応担当、関係機関への協力要請担当)
- (3) 情報収集・整理
 - ・いじめられた児童………事実関係の把握
 - * 心のケア、安全確保、全面的な支援を優先
 - ・いじめた児童……………事実関係の把握
 - ・周囲の児童……………事実関係の把握
- (4) 関係保護者への事実関係の報告、信頼関係の構築
- (5) 関係機関への依頼 (教育委員会、柳城中、PTA役員、民生児童員等)

【二次対応 中期対応】 いじめ防止委員会の招集・対応

(校長 教頭 主幹教諭 生徒指導担当 担任 養護教諭 PTA会長 民生児童委員 学校評議員
スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー スクールサポーター)

- (1) 協議……今後の対応及び方針の共通理解、役割分担
- (2) 役割分担
 - ・いじめられた児童支援者、いじめた児童指導者、関係者保護者への対応担当
 - ・一般保護者への対応担当
 - ・関係機関への協力要請担当
- (3) 対応
 - いじめられた児童………担任及びSC等のチームによる支援
 - いじめた児童 ……いじめた事実に応じたきめ細かな指導
 - 関係者保護者 ……事実関係及び指導方法の伝達 協働意識の向上
 - 一般保護者 ……場合によっては事実関係の伝達

*関係機関等は常に情報共有化を図り、支援・協力体制を継続していく。

【三次対応 中期対応】 いじめ防止委員会の継続対応

(校長 教頭 主幹教諭 生徒指導担当 担任 養護教諭 PTA会長 民生児童委員 学校評議員
スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー スクールサポーター)

- (1) 協議……今後の対応及び方針の共通理解、役割分担
- (2) 役割分担
 - ・いじめられた児童支援者、いじめた児童指導者、関係者保護者への対応担当
 - ・一般保護者への対応担当、関係機関への協力要請担当
- (3) 対応
 - いじめられた児童………対人関係能力の向上
 - いじめた児童 ……規範意識の向上 対人関係能力の向上
 - 関係者保護者 ……指導方法の伝達 協働意識の向上
 - 一般保護者 ……家庭教育力の向上

* 関係機関等は常に情報共有化を図り、支援・協力体制を継続していく。

V 重大事態への対応

1 重大事態について

本校では下記のような場合を重大事態と捉える。

- いじめにより当該児童への生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - いじめにより当該児童が年間30日以上学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
- * 児童や保護者から重大事態があったと申し立てがあった場合は、直ぐに報告・調査に当たらなければならない。

2 重大事態への対応

「重大事態」と校長が判断したら、学校の設置者である柳川市教育委員会へ報告を行う。

教育委員会が調査の主体を次の2つのいずれかを判断し対応をしていく。

(1) 主体が教育委員会である場合

- ・学校は教育委員会の指示通りに資料の提出や調査に協力する。

(2) 主体が学校である場合

- ① 校長がいじめ防止委員会を招集して調査方針、役割分担を決定
- ② 「いじめられた児童」「いじめた児童」「周囲の児童」「他の学級、学年の児童」「関係者保護者」へ調査を実施する。
* 調査した資料は直ぐに分析して、必要に応じて新たな検査を実施する。
- ③ 「いじめられた児童・保護者」に対して情報を適切に提供
- ④ 調査結果及び③までの結果について教育委員会に報告
- ⑤ 教育委員会と情報を共有して、連携してその指示したがって「重大事態」の対応にあたる。



令和5年 年間を見通したいじめ防止指導計画

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組むために、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間計画を立てて、学校全体でいじめの問題に取り組みます。

月	全校での取組	いじめ・不登校対策委員会	未然防止の取組	保護者等との連携
4	○学級づくり ○生活アンケート ○配慮を要する児童の共通理解	・指導方針、指導計画の審議 ・対策・対応の審議 ・アンケート集約,対応,報告		学級懇談会 PTA総会 家庭訪問
5	○柳川市教育相談強調月間 ・柳川市生活アンケート ・教育相談 ○いじめ防止基本方針の共通理解 ・いじめ防止指導計画 ・対策や対応の共通理解	・配慮を要する児童の把握と共通理解 ・アンケート集約,対応,報告		保護者アンケート
6	○生徒指導研修会	・アンケート集約,対応,報告	・道徳「なかよしから」（3年） ・道徳「ばかじやん！」（6年）	学校運営委員会との連携
7	○同和問題啓発強調月間 ・人権学習 ○生活いじめアンケート	・アンケート集約,対応,報告		
8 9	○生徒指導研修会 ○生活アンケート	・アンケート集約,対応,報告 ・指導方針、指導計画の評価と改善		
10	○柳川市いじめ撲滅月間 ・柳川市生活アンケート ・教育相談	・アンケート集約,対応,報告 ・いじめ兆候にある児童の把握と共通理解	・道徳「かぼちゃのつる」（1年）	
11	○生活アンケート（無記名）	・アンケート集約,対応,報告	・道徳「かっぱわくわく」（2年） ・道徳「どんななかまだったのか」（5年）	学習発表会
12	○人権週間 ・人権学習 ・人権集会 ○生活アンケート	・アンケート集約,対応,報告 ・指導方針、指導計画の評価と改善	・道徳「いっしょになつて、わらつち やだめ」（4年）	学校運営委員会との連携
1	○生活アンケート（無記名）	・アンケート集約,対応,報告		
2	○生活アンケート ・教育相談	・アンケート集約,対応,報告		学級懇談会
3	○生活アンケート	・アンケート集約,対応,報告		

※5月と10月、2月の教育相談期間は、担任が児童一人一人と面談をする時間を設定する。

1 いじめられた児童のサイン

いじめられた児童は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で児童を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場面	サイン
登校時、朝の会	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 <input type="checkbox"/> 教職員と視線が合わず、うつむいている。 <input type="checkbox"/> 体調不良を訴える。 <input type="checkbox"/> 提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。 <input type="checkbox"/> 担任が教室に入室後、遅れて入室てくる。
授業中	<input type="checkbox"/> 保健室・トイレに行くようになる。 <input type="checkbox"/> 学習用具の忘れ物が目立つ。 <input type="checkbox"/> 机周りが散乱している。 <input type="checkbox"/> 決められた座席と異なる席に着いている。 <input type="checkbox"/> 教科書・ノートに汚れがある。 <input type="checkbox"/> 教職員や児童の発言などに対して、突然個人名が出される。
休み時間等	<input type="checkbox"/> 持ち物にいたずらをされる。 <input type="checkbox"/> 給食を教室の自分の席で食べない。 <input type="checkbox"/> 用のない場所にいることが多い。 <input type="checkbox"/> ふざけ合っているが表情がさえない。 <input type="checkbox"/> 衣服の汚れ等がある。 <input type="checkbox"/> 一人で清掃している。
放課後等	<input type="checkbox"/> 憂てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。

2 いじめた児童のサイン

いじめた児童がいることに気が付いたら、積極的に児童の中に入り、コミュニケーションを取り、状況を把握する。

サイン
<input type="checkbox"/> 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 <input type="checkbox"/> ある児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 <input type="checkbox"/> 教職員が近づくと、不自然に分散したりする。 <input type="checkbox"/> 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の児童がいる。

3 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サ イ ン

- 嫌なあだ名が聞こえる。
- 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
- 何か起こると特定の児童の名前が出る。
- 筆記用具等の貸し借りが多い。
- 壁等にいたずら、落書きがある。
- 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

4 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サ イ ン

- 学校や友人のことを話さなくなる。
- 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。
- 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
- 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
- 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
- 不審な電話やメールがある。
- 遊ぶ友達が急に変わる。
- 部屋に閉じこもったり、家から出なったりする。
- 理由のはつきりしない衣服の汚れがある。
- 理由のはつきりしない打撲や擦り傷がある。
- 登校時刻になると体調不良を訴える。
- 食欲不振・不眠を訴える。
- 学習時間が減る。
- 成績が下がる。
- 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
- 家庭の品物、金銭がなくなる。
- 大きな額の金銭を欲しがる。

いじめられた児童とその保護者への支援

【いじめられた児童への支援】

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

【いじめられた児童の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

いじめた児童への指導又はその保護者への支援

【いじめた児童への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようとする指導を根気強く行います。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた児童の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う

【いじめた児童の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・児童や保護者の心情に配慮する
- ・いじめた児童の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応する
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める
- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

